

薬 第 6 7 2 号
令和2年7月22日

各薬局開設者 様

島根県健康福祉部薬事衛生課長
(公 印 省 略)

薬局等における感染拡大防止等支援事業について（通知）

本県の薬務行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を活用して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための取り組みを行う薬局に対し必要な経費を助成する制度が開始されることとなりました。

助成を受けたい薬局におかれましては、別紙「申請にあたっての留意事項について」の内容を十分御確認の上、申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

【申請手続きについてのホームページ】

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/yakuji/yakuji_info/koronashienkin.html
「新型コロナ緊急包括支援交付金について（薬局分）」のページをご覧ください。

島根県健康福祉部薬事衛生課 薬事・営業指導グループ 日野、福岡 TEL:0852-22-6529
--

申請にあたっての留意事項について

1. 補助の対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や、医薬品提供体制の確保等に要する費用が補助の対象経費です。
- ・感染拡大防止対策に要する費用に限らず、薬局での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。
- ・補助の対象となるものについては、厚労省からの情報に基づき、随時、薬事衛生課ホームページに掲載しますので、ご確認をお願いします。

※従前から勤務している者及び通常の業務を行う者に係る人件費は対象外です

2. 補助上限額

薬局 70万円

3. 補助対象の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象

4. 各薬局における交付申請手続き

以下のとおり「概算交付申請」か「精算交付申請」のいずれかの方法で申請してください。

各薬局から申請できるのは1回限りですのでご注意ください。

(1) 概算交付申請

令和2年4月1日以降に既に支出している費用だけでなく、今後、令和3年3月31日までに支出が見込まれる費用も合わせて、概算額(おおよその見込み金額)で補助金を申請する方法です。

① 申請方法

- a 国保連への調剤報酬請求を「オンライン請求システム」により行っている薬局は「オンライン請求システム」を利用して申請してください。
- b オンライン請求システムを導入していない薬局は国保連ホームページよりリンクされる専用の「WEB申請受付システム」にアクセスして申請してください。
※「WEB申請受付システム」は7月25日頃から稼働予定です。
- c インターネットを使用できない薬局については当課あてお問い合わせください。(CD-Rや紙媒体で国保連に郵送等で提出していただきます)

② 提出先

〒690-0825 松江市学園一丁目7-14 島根県国民健康保険団体連合会 あて

③ 提出時期

毎月15日～月末までの間に申請してください。(※令和3年2月末までとする予定です)

④ 提出書類

- a 交付申請書(様式1)
- b 事業実施計画書(様式2-1)
- c 申請概要(様式3)

⑤ その他

- a CD-Rや紙媒体で提出する場合は、通常の調剤報酬請求に同封せず、単独で封筒表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きして送付してください。
- b CD-Rによる申請の場合は、ディスク表面に分かりやすく「医療・感染拡大防止等支援事業」「医療機関コード」「医療機関名」を油性マジック等で明記してください。

(2)精算交付申請

既に支出済みの費用について補助金を申請する方法です。

① 提出先

〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部薬事衛生課 薬事・営業指導グループ

② 提出時期

書類がそろい次第、令和3年3月末までに提出してください。

③ 提出書類 (島根県薬事衛生課ホームページから取得してください。)

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/yakuji/yakuji_info/koronashienkin.html

- a 精算交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
- b 事業実施計画書(別紙)
- c 口座情報を確認できる書類(口座番号と名義人が記載されている通帳の写し)
- d 支出額が確認できる証拠書類(領収書や契約書の写し等)

(3)その他の留意事項

手続きには 10桁の医療機関コードが必要です(医療機関コードの詳細については、別添をご参照ください)

5. 申請受付スケジュール

受付月	受付期間	振込予定日
7月分	令和2年7月20日～7月31日	令和2年8月27日
8月分	令和2年8月17日～8月31日	令和2年9月28日
9月分	令和2年9月15日～9月30日	令和2年10月27日
10月分	令和2年10月15日～10月30日	令和2年11月27日

※1. 振込予定日は、適正な申請書を受け付けたときの処理日です。

※2. 11月以降も申請受付は可能です。

6. 交付申請書受付後の流れ

(1) 申請書類の確認及び交付決定

提出された申請書類を県が内容確認し、補助金の交付を決定します。(決定後、県から交付決定通知書を送付します)

(2) 補助金の振込

交付決定後、補助金は、島根県国民健康保険連合会から調剤報酬の振込用に登録されている口座に振り込みます。

7. 事業完了後の精算手続き（概算交付申請の場合）

(1) 補助金実績額の報告

補助事業完了後1か月以内に、補助金の実績報告書を、島根県薬事衛生課まで郵送にて、ご提出ください。

(2) 補助金の精算

実績報告に基づく補助金確定額が、交付決定額(振込済額)よりも少ないときは、差額を返還していただくこととなります。

8. 重要事項

(1) 補助金の交付申請は、1薬局1回限りです。(追加の交付申請はできません)

(2) 報告書提出時には、領収書等の写しなど、支出証拠書類についてもご提出いただきますので、関連する領収書等は必ず保管しておいてください。

(3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したときは、速やかに報告してください。

9. その他

(1) 申請締め切りは、令和3年2月末日を予定しています。

(2) その他、詳細事項が記載してある厚生労働省作成のマニュアルを島根県ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

10. お問い合わせ先

①事業の内容等に関すること

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター（厚生労働省医政局）

電話番号：03-3595-3317（受付時間は平日9:30-18:00）

②国保中央会ヘルプデスク

◆受付時間

- ・7月中は土日祝日を含む毎日8:00-21:00（※ただし、WEB申請システムのヘルプデスクは7月25日頃開設予定です。）
- ・8月中は17日～31日の平日（8:00-21:00）
- ・9月～令和3年3月は毎月15日～月末（15日が日曜の場合は16日から）の平日（8:00-17:00）

◆電話番号

- ・オンライン請求システムに関すること
0120-041-422（受付時間は平日8:00-17:00）
- ・WEB申請受付システムに関すること（7月25日～）
0120-112-166（受付時間は平日8:00-17:00）

医療機関コードについて

申請には、10桁の医療機関コードが必要です。



- ①最初の2桁は、都道府県番号（鳥根県は32）
- ②3桁目は、点数表番号（薬局は4）
- ③4桁目・5桁目は、郡市区番号
- ④6桁目から9桁目までは、医療機関等番号
- ⑤10桁目は、検証番号

※上記③から⑤は、中国四国厚生局に届け出ている番号です。